

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から40年3月まで

私の婚姻前の国民年金については、私の母が加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずである。申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、国民年金制度発足当初から申立期間を含む60歳に至るまで保険料をすべて納付済みであり、申立人及び申立人の母の保険料納付意識は高かったことがうかがわれ、申立期間の5か月分の保険料のみが納付されなかったことは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年9月から43年3月まで
②昭和59年4月から60年3月まで

申立期間①については、昭和39年4月の婚姻を契機に、夫婦二人分の国民年金保険料を町内会の集金で納付していた。また、申立期間②については、昭和58年9月に会社を退職後、町役場で国民年金への再加入手続を行い、保険料を納めていたはずである。申立期間について保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

2 申立期間①について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を町内会を通じて納付していたとしているが、申立人の夫の保険料も昭和39年10月から42年3月まで未納となっている。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳における検認台紙照合記録から、昭和41年度及び42年度について、申立人の国民年金手帳に国民年金印紙がはられていなかったとみられること、及び43年度に保険料が一括納付されている状況がみられることから、申立期間①については、町内会を通じての国民年金保険料の納付はなされなかったものと推認される。

さらに、申立人は納付金額や集金時の状況などについての具体的な記憶は無く、当時の状況は不明であり、ほかに申立人の申立期間①に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間②について、申立人は、昭和59年6月に転居した際に、会社を

退職した 58 年 9 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しており、昭和 58 年度に係る過年度保険料の納付書は、転居時期の関係などから 60 年度中に送付された過年度納付書により納付されたものと推認される。

また、昭和 60 年度中に送付された過年度納付書においては、通常、当時未納期間とされていた昭和 58 年 9 月から 60 年 3 月までの請求がなされることから、58 年度分の過年度保険料のみが納付され、申立期間に係る 59 年度分の国民年金保険料が納付されなかったことは不自然である。

さらに、社会保険庁の記録では、昭和 61 年 6 月に、申立人の 59 年 3 月の国民年金保険料が未納から納付済みに訂正されているほか、申立人の夫についても申立期間②については納付済みとなっている。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 4 月 8 日から 37 年 7 月 1 日まで
②昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで

自分の年金の受給手続きをしたときに、申立期間については、既に脱退手当金支給済みと初めて知った。受領した記憶が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 39 年 12 月 23 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 39 年 6 月 16 日に婚姻し、改姓しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓のままで変更処理が行われておらず、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和 38 年 2 月から平成 12 年 12 月まで、厚生年金保険加入期間以外は、国民年金に加入し国民年金保険料を完納しており、脱退手当金が支給されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたと認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち①、②、③及び④について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間①については、資格取得日に係る記録を昭和26年9月20日、資格喪失日に係る記録を昭和27年2月1日とし、申立期間②については、資格取得日に係る記録を昭和28年2月1日に訂正し、申立期間④については資格取得日に係る記録を昭和36年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26年9月から27年1月までは8,000円、28年2月から同年5月までは8,000円、36年7月は3万円とすること、及び申立人のB社における被保険者記録のうち、申立期間③については、資格喪失日に係る記録を昭和31年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、また、申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年9月20日から27年2月1日まで
②昭和28年2月1日から同年6月20日まで
③昭和31年9月20日から同年11月1日まで
④昭和36年7月25日から同年8月10日まで
⑤昭和60年7月11日から同年8月1日まで

私は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。申立期間の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有するA社の永年勤続の感謝状（写）、申立人及び申立人の同僚を含む同社の関係者の供述等から判断すると、申立人が申立期間①、②及び④については同社に継続して勤務し、申立期間③については同社の関連会社であるB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において、当該複数の同僚はいずれも厚生年金保険被

保険者としての記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 26 年 8 月の記録から、同年 9 月から 27 年 1 月までは 8,000 円、28 年 6 月の記録から、同年 2 月から 5 月までは 8,000 円、31 年 8 月の記録から、同年 9 月から 10 月までは 1 万円、36 年 8 月の記録から、同年 7 月は 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 9 月から 27 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③及び④の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤については、申立人には、申立期間において雇用保険の受給記録があることから、申立人が C 社に勤務していたことは確認できない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を保有していない。

さらに、社会保険事務所が保管する C 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人が申立期間において健康保険の任意継続被保険者資格を取得している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和19年10月1日から20年3月11日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年3月11日とし、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①のうち昭和19年10月から20年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和18年4月1日から20年3月まで
②昭和20年3月から20年9月1日まで

昭和18年4月からA社B工場に勤務した。昭和20年3月に同工場が戦災により焼失のため、同社の系列会社であるC社D工場に移り勤務した。この2事業所で勤務していた申立期間について、厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に申立人が入社した経緯、申立人の業務内容の記憶及び同僚の供述等から、申立人が申立期間①の昭和18年4月1日から20年3月10日（A社B工場の焼失日（東京大空襲の当日））までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和19年10月1日以降、当該事業所において申立人と同様の業種であった同僚は厚生年金保険被保険者としての記録が継続している。

さらに、A社B工場の後継会社であるE社に申立期間当時の健康保険厚生年金保険の加入等に確認した結果、同社の担当者は、「当社の正社員については、当時、職種に関係なく全員、同等に厚生年金保険に加入させていた」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 11 日までの期間において、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における同年代の同僚の記録から判断すると、50 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①のうち昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 11 日の期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 19 年 10 月から 20 年 2 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①のうち昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 11 日の期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 9 月 30 日の間については、厚生年金保険の対象が女性従業員に拡大され、保険料徴収が開始されたのは昭和 19 年 10 月からであり、当該期間は、厚生年金保険被保険者となることはできない。

また、申立期間②については、申立人は、C 社 D 工場における勤務期間に係る確認できる資料や、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる給与明細書等の資料を保有していない上、同社にも申立人の勤務期間や厚生年金保険料控除等について確認できる資料は残っていない。

さらに、当時の同僚で A 社 B 工場が焼失した時に同工場に移った女子従業員から申立人が同社に勤務していたとする供述が得られず、申立人が申立期間の時期に C 社 D 工場に勤務していたことについて、確認することはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 9 月 30 日の期間及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から48年10月までの期間、50年9月から54年3月までの期間及び54年9月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年9月から48年10月まで
②昭和50年9月から54年3月まで
③昭和54年9月から60年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、3か月に1回程度、市役所から依頼を受けたと思われる集金人を通じて納めた記憶があるので、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年9月ごろに払い出され、国民年金被保険者資格を40年9月1日にさかのぼって取得しており、払出時点で40年9月から42年3月までの保険料は過年度の保険料となり、市役所や納税組合等に納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付について、集金人に納付したはずであるとするのみで、申立期間が17年間に及ぶにもかかわらず納付に係る具体的な記憶を有しておらず、申立期間後においても未納期間がみられる上、申立人の妻も昭和41年11月の被保険者資格取得から60年9月までの国民年金保険料が未納となっている。

加えて、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられず、ほかに申立人の申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月まで

申立期間においては、町内会納付組織の担当者が集金に来ており、国民年金手帳に印紙が貼られていたのを覚えている。夫婦で国民年金保険料を全期間納めていたはずで未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間当時、町内会の集金により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人夫婦が所持している領収証書等及び社会保険庁の記録から、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料については納付誓約により申立人夫婦共に 43 年 5 月 17 日に過年度納付していることが認められるほか、昭和 42 年度の保険料については 43 年 4 月 1 日に一括納付されていることが確認でき、申立内容と相違する。

また、これら一括納付等の状況及び昭和 43 年 5 月 17 日に申立人の国民年金手帳が再交付されていることから、申立人の国民年金保険料は昭和 43 年度以降に納付が開始されたものとみられ、申立期間の保険料は時効消滅により納付できなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時に町内会から受け取ったとする未使用の国民年金印紙を所持し、納付の関連資料として提示しているが、町内会における集金の際に国民年金印紙を渡していたとの当時集金をしていた人の供述があることから、この国民年金印紙は、申立人が町内会の集金人から渡された国民年金印紙を所持していたものと推測できる。しかしながら、国民年金印紙は、国民年金手帳の検認台紙に貼付の上、市町村等の検認を受けることにより国民年金保険料が納付されたものと認められるものであり、申立人の国民年金印紙が検認をされずに残されていることは、保険料が納付されなかったものと判断される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年3月まで

申立期間においては、町内会納付組織の担当者が集金に来ており、国民年金手帳に印紙が貼^はられていたのを覚えている。夫婦で国民年金保険料を全期間納めていたはずで未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間当時、町内会の集金により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人夫婦が所持している領収証書等及び社会保険庁の記録から、昭和40年4月から42年3月までの保険料については納付誓約により申立人夫婦共に43年5月17日に過年度納付していることが認められ、昭和42年度の保険料については43年4月1日に一括納付されていることが確認でき、申立内容と相違する。

また、申立人は、昭和39年8月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失して国民年金に再加入しているが、43年4月17日に申立人の国民年金手帳が交付されていること、及び一括納付等の状況から、再加入の手続は、43年ごろに行われ、その際に39年10月1日を資格取得日として届けられたと推測される。したがって、この時点で、申立期間の保険料は時効消滅により納付できなかったものと推認でき、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 51 年 6 月まで

申立期間に係る私の国民年金保険料は、母親が家族 3 人分を町内会の集金を通じて納付していたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金への加入手続を行い、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を町内会集金を通じて納付していたはずであるとしているが、申立人の母親は当時の記憶を有しておらず、当時の町内会集金に係る資料や関係者からの供述等も得られず、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 9 月に払い出され、被保険者資格取得日を 39 年 7 月にさかのぼっていることから、国民年金手帳記号番号の払出時点で既に申立期間の保険料の大部分は時効により納付できない上、納付可能であった期間については過年度保険料となるため、町内会組織での納付はできない。

加えて、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から41年3月まで
夫が夫婦の申立期間の国民年金保険料を町内会の集金を通じて納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の夫が申立期間について国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の夫は既に亡くなっている上、申立人はそれらに参与しておらず、当時の状況は不明である上、申立人の夫も申立期間の一部を除き未納である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和39年度の検認台紙には、昭和39年4月から同年12月までの各欄には3か月ごとに国民年金印紙が貼られ、検認印が押されているものの、40年1月から同年3月までの各欄は空欄となつたまま国民年金手帳に残されており、40年度の検認台紙についても空白のまま国民年金手帳に残されていることから、申立期間に係る保険料は納付されなかったものと推認される。

加えて、昭和36年度及び37年度の国民年金保険料については、過年度納付が行われたと推認されること、38年度には9か月分の国民年金保険料が38年12月に一括納付されていることなどから、申立期間のころに町内会集金を通じた保険料の納付が行われていたとは考え難く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 10 日から 35 年 10 月 1 日まで
A社が受注した架橋工事で、ピアノ線の伸張という特殊作業に従事していた。申立期間において、B市にあった事務所を拠点に、C県D郡、E市、F県G郡、H県I市の現場を回った。働いていたことは間違いないので、申立期間の厚生年金保険記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における勤務期間や勤務内容について確認できる資料や、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる給与明細等の資料を保有しておらず、A社にも、当時の賃金台帳、社会保険関係届出書等の関係資料は残っていない。

また、A社の関係者は、「当社の社員は、架橋工事等の現場には、施工管理に従事する1～2名が駐在するのみで、申立人の主張する勤務形態の現場作業員は、社員として雇用したことはない。」と供述しているほか、同社の当時の社員名簿にも申立人及び申立人が記憶する同僚等の名前が見当たらないことから、申立人が同社に勤務していたことについては、確認できない。

なお、申立人は、申立期間において勤務していた事業所がA社であるか、他の事業所であるかについての記憶はあいまいであるとともに関係資料も保有していないため、当該期間の厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 30 日から 38 年 1 月 5 日まで

私は昭和 36 年から 41 年までA社（百貨店）のベビー用品売場で勤務した。当初はA社の従業員であったが、申立期間以降は同社のベビー用品売場に出品する会社の従業員（販売員）となり、その会社から給与をもらっていた。申立期間及びその直後から 38 年 11 月までの期間においては、使用関係にある会社はB社であったと記憶しているが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の職場の同僚等について具体的に述べているとともに、当時の同僚たちが、申立人はA社（百貨店）のベビー用品売場で継続して勤務していた旨供述していること等から、申立人が申立期間において同売場で営業していた事業所に勤務していたことが推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間においてA社（百貨店）のベビー用品売場に商品を卸し、申立人と使用関係にあった事業所が、B社であるか、C社であるか、あるいは他の事業所であるかについて、確認できる資料を保有しておらず、その記憶はあいまいである。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

さらに、B社は既に廃業しており、C社は現存しているものの、両社には当時の人事記録や給与関係帳簿、社会保険関係届出書等の会社資料はほとんど残っていない。

加えて、社会保険事務所が保管するB社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番も無く、事業主により申立人の厚生年金被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 31 日から同年 7 月 1 日まで
私は昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月までA社で勤務していた。一旦退職した覚えが無いのに申立期間について厚生年金加入の記録が無いのは納得できない。保険料控除の事実を確認できるものは無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA社に勤務していた関係者は、「申立人は申立期間の一時期、同社に勤務していなかった。」と供述するなど、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたかは不明で、同社にも申立人の勤務等に係る会社資料も残っておらず、厚生年金保険料の控除に関する事実について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、被保険者資格の得喪日等の記載に不自然な点は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月22日から36年8月1日まで
申立期間については脱退手当金が支給されていると言われたが、私は脱退手当金を受け取った覚えは無く、納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために厚生省保険局（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対し回答を行った旨が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年11月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、A社を退職後、国民年金の保険料を納付しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 19 年 12 月 27 日から 20 年 4 月 1 日まで
②昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 16 日まで

① 昭和 19 年 12 月 27 日に A 校を卒業した後、B 社に入社した。入社後は自宅待機であったが、B 社に在職しており申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

② 昭和 20 年 4 月以降もしばらくは自宅待機をしていたが、昭和 20 年 5 月には C 支店に呼び出され、会社所属の D 丸に乗船し、終戦後は、自宅待機後、昭和 21 年 3 月に退職した。

社会保険事務所で調査してもらった結果、船員保険の加入期間は、昭和 20 年 4 月から 21 年 3 月で、脱退手当金が支給済みであるとの回答があった。脱退手当金を受け取った記憶は無く、申立期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が A 校を卒業後、同校の紹介で B 社に採用されたことは、同社の船員保険の予備員加入記録や申立人の供述等から推認することができる。

しかし、申立期間については、現行の船員保険法の改正前で、予備員は被保険者とされない時期であり、申立人は、申立期間において、B 社の船員として船員保険被保険者となることはできない。

また、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を保有していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人の船員保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録と算出事跡が記載され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理において不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、脱退手当金の受給等について記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 43 年 10 月 6 日から同年 12 月 4 日まで
②昭和 45 年 1 月 20 日から同年 4 月 16 日まで
③昭和 45 年 11 月 6 日から同年 11 月 9 日まで
④昭和 45 年 11 月 9 日から 46 年 1 月 19 日まで
⑤昭和 48 年 1 月 21 日から同年 3 月 8 日まで
⑥昭和 48 年 6 月 27 日から同年 8 月 1 日まで
⑦昭和 48 年 8 月 6 日から同年 9 月 14 日まで
⑧昭和 48 年 10 月 2 日から同年 10 月 23 日まで
⑨昭和 48 年 10 月 29 日から 49 年 1 月 23 日まで
⑩昭和 50 年 5 月 20 日から同年 9 月 30 日まで

高校を卒業して1年間、A社にて勤務し、その後船員となった。船員となってからは、主にタンカーや貨物船に乗船していた。申立期間は、B社に所属していた期間である。同社に所属しながら、色々な会社の船に乗船した時期であったが、給料はB社から出ており、船員保険料も引かれていたと記憶している。当時の船員手帳にも乗船した期間がはっきりと書かれており、船員保険に未加入とされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有していた船員手帳から、申立人が申立期間①については、Cの所有船に操舵手として、申立期間②、④から⑦及び⑩については、B社の所有船に航海士又は船長として、申立期間③及び⑧については、D社の所有船に船長として、申立期間⑨については、E社の所有船に航海士として、乗船していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間①から⑩において船舶所有者により給与

から船員保険料が控除されていたことについて確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

また、C、D社及びE社は、B社の関連会社で、同社は昭和61年に事実上破産し、同社の事業主及び関係者から供述が得られないことから、当該期間の従業員数や申立人の船員保険料の控除等に関する事実について確認することはできない。

さらに、E社は、社会保険事務所の記録によると、船員保険の適用事業所の手続きが行われていないことが確認できる

加えて、社会保険事務所が保管するC、B社及びD社の船舶所有者別被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑩に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 12 月 1 日まで
②昭和 35 年 7 月 1 日から同年 12 月 10 日まで
③昭和 36 年 1 月 10 日から 37 年 5 月 10 日まで
④昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 11 月 1 日まで
⑤昭和 38 年 11 月 10 日から 39 年 7 月 30 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に中学校を卒業し、A 社 B 出張所で運転手見習いとして働きはじめ、同 C 出張所、D 社 E 出張所、同 F 出張所、同 G 出張所、同 H 出張所、同 I 作業所で一貫してダンプの運転手をしていた。A 社 C 出張所、D 社 E 出張所に加入記録があって、他の事業所に加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社 B 出張所に関する申立人及び同僚等の供述から、申立人は A 社の下請事業所に勤務していたものと思われる。

また、申立人は給与明細書等の勤務事業所の名称や給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保有しておらず、同僚等からも明確な供述が得られないこと、A 社にも当時の会社資料が残っていないことから、申立人が勤務していた事業所名や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社 B 出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無い。

申立期間②については、D 社 F 出張所に関する申立人及び同僚等の供述から、申立人は D 社の下請事業所に勤務していたものと思われる。

また、申立人は給与明細書等の勤務事業所の名称や給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保有しておらず、同僚等からも明確な供述が得られないこと、D 社にも当時の会社資料が残っていないことから、申立人が勤務していた事業所名や厚生年金保険料の

控除等に関する事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するD社F出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無い。

申立期間③については、D社G出張所に関する申立人及び同僚等の供述から、申立人はD社の下請事業所に勤務していたものと推認することができる。

また、申立人は給与明細書等の勤務事業所の名称や給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保有しておらず、D社にも当時の会社資料は残っていないことから、申立人が勤務していた事業所名や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するD社G出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無い。

申立期間④については、D社H出張所に関する申立人及び同僚等の供述から、申立人はD社の下請事業所に勤務していたものと推認することができる。

また、申立人は給与明細書等の勤務事業所の名称や給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保有しておらず、D社にも当時の会社資料は残っていないことから、申立人が勤務していた事業所名や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するD社H出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無い。

なお、申立人からD社H出張所に勤務していたことを確認できる資料として「J会会員名簿」が提出されているが、J会会員にはD社の下請事業所の代表者等もあり、申立人が同名簿によりD社の社員であったとすることは困難である。

申立期間⑤については、申立人は給与明細書等の勤務事業所の名称や給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保有しておらず、同僚等からも供述が得られないこと、D社にも当時の会社資料は残っていないことから、申立人がD社I作業所に勤務していたことについては確認できない。

また、社会保険事務所が保管するD社I作業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。